Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）		ア．申請締切を設定し、期間内のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期毎から援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）		ア．目にやさしいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
25	25	21	9	12	9	14	12	22	0	0	6	6	0	0	23	0	2	2	9	2	16	0	0	0	2	2	9	0	13	14	1	6
京都府	京都市	○	○		○	○	○	○			○	各区役所・支所に就学援助制度の案内書類等を配架					○	随時申請を受け付けており、5月15日までの申請であれば4月1日認定とし、それ以降の申請については申請月の1日から認定	○								○		○	○		
京都府	福知山市	○	○	○			○	○							○						○						○		○	○		
京都府	舞鶴市	○			○	○					○	学校だより等に記載			○						○								○	○		
京都府	綾部市	○		○	○	○		○							○				○										○	○		
京都府	宇治市	○	○		○		○	○							○				○								○					
京都府	宮津市	○				○		○			○	就学時健康診断の際に教育委員会から就学援助制度の書類を配布			○				○										○	○		
京都府	亀岡市	○			○		○	○							○										○	入学前支給対象の新小学校1年生については、希望者が直接市教委に提出していただき、それ以外の申請については、希望者が直接学校に提出していただいています。			○	○		
京都府	城陽市	○			○			○							○						○									○		○
京都府	向日市	○	○	○	○	○	○	○							○						○											○
京都府	長岡京市	○				○		○			○	1.就学時健康診断の通知に同封して、就学援助制度の案内文（制度説明及び入学前支給について記載）を送付 2.小学6年生を対象に就学援助制度の案内文（制度説明及び入学前支給について記載）を学校で配布					○	通常は上記ウのとおりの取り扱いをしているが、令和2年度より、新型コロナの影響により経済状況が急変した世帯または申請時期を失した世帯においては柔軟に対応している（現時点では令和4年度末までの申請が対象）。			○									○		○
京都府	八幡市	○		○				○							○						○								○		○	
京都府	京田辺市	○		○			○	○							○				○													○
京都府	京丹後市	○	○				○	○							○						○								○			
京都府	南丹市	○		○		○	○								○				○								○					
京都府	木津川市	○	○	○	○	○	○	○							○				○	○	○						○		○	○		
京都府	大山崎町			○				○			○	町のウェブサイトで制度を案内			○				○						○	小学校の就学予定者で、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を希望する場合のみ、教育委員会に提出（中学校の就学予定者は在籍する小学校へ提出）						
京都府	久御山町	○	○	○											○						○						○					
京都府	井手町					○		○							○						○						○					
京都府	宇治田原町					○	○	○							○						○								○			
京都府	精華町	○	○	○				○							○						○						○		○			○
京都府	京丹波町	○			○	○		○							○				○	○							○		○	○		○
京都府	伊根町					○	○	○							○						○									○		
京都府	与謝野町	○		○		○		○			○	就学時健康診断の結果を送付する際に、同封して案内を配布している。			○						○									○		
京都府	与謝野町宮津市中学校組合	○		○		○		○							○						○									○		
京都府	相楽東部広域連合	○	○				○	○							○						○								○	○		

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																						
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																						
都道府県	市町村名	<小学校> （1） 実施・検討状況について						<小学校> （2）（1）のカの内容	<小学校> （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										<小学校> （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）										<小学校> （6）（5）のコの内容	<小学校> （7）（4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（ア の場合）支給時期	<小学校> （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						<小学校> （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類に配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を（2）に記入してください。）										
25	25	23	1	0	0	0	1	1	23	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	14	1	16	9	11	8	8	1	2	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	京都市	○							○											○		○	○		○						○	保護者が入学届を提出した際に申請書類を配布して周知								
京都府	福知山市	○							○										○			○	○								○	例年は新小学1年生には就学前健診の通知に同封して送付していますが、令和3年度は健診を前倒して行ったため、入学前支給の案内のみを全就学予定者の保護者に個別で郵送配布しました。								
京都府	舞鶴市	○							○											○		○		○		○														
京都府	綾部市	○							○										○			○		○	○															
京都府	宇治市	○							○											○		○		○	○															
京都府	宮津市	○							○										○												○	就学時健康診断の際に教育委員会から案内を配布								
京都府	亀岡市	○							○											○		○			○															
京都府	城陽市	○							○											○		○	○		○															
京都府	向日市	○							○											○		○	○	○	○	○		○												
京都府	長岡京市	○							○											○		○				○					○	就学時健康診断の通知に同封して、案内文を送付								
京都府	八幡市	○							○										○			○		○				○												
京都府	京田辺市	○							○											○				○																
京都府	京丹後市	○							○										○			○	○				○													
京都府	南丹市	○							○											○				○		○														
京都府	木津川市	○							○											○		○	○	○	○	○														
京都府	大山崎町	○							○										○					○							○	町のウェブサイトで制度を案内								
京都府	久御山町	○							○										○			○	○	○																
京都府	井手町		○									○																												
京都府	宇治田原町	○							○											○						○														
京都府	精華町	○							○											○		○	○	○																
京都府	京丹波町	○							○											○		○			○															
京都府	伊根町	○							○											○						○														
京都府	与謝野町	○							○										○												○	就学時健康診断の結果を送付する際に、案内を同封している。								
京都府	与謝野町宮津市中学校組合						○	小学校は設置していない。																																
京都府	相楽東部広域連合	○							○												○	○	○			○														

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものの全てに○）						＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																												（1） 当てはまるもの１つに○をしてください。							（2） （1）のキの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品や学用品その費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へ、した場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給を実施する）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	
25	25	24	1	0	0	0	0	0	24	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	15	1	0	0	0	0	0	0	9	4	10	1	0	0	1	2
京都府	京都市	○							○											○									○						
京都府	福知山市	○							○										○									○							
京都府	舞鶴市	○							○											○										○					
京都府	綾部市	○							○										○											○					
京都府	宇治市	○							○											○										○					
京都府	宮津市	○							○										○									○							新型コロナウイルス感染症の影響に限らず、家計急変世帯の認定を行うよう、令和3年度において認定基準を変更
京都府	亀岡市	○							○											○									○						
京都府	城陽市	○							○											○								○							
京都府	向日市	○							○											○										○					
京都府	長岡京市	○							○											○									○						
京都府	八幡市	○							○										○															○	今年度は新型コロナウイルス感染症による家計急変世帯への特別な支援は行っていない。
京都府	京田辺市	○							○											○								○							
京都府	京丹後市	○							○										○									○							
京都府	南丹市	○							○											○										○					
京都府	木津川市	○							○											○										○					
京都府	大山崎町	○							○											○									○						
京都府	久御山町	○							○										○											○					
京都府	井手町		○									○																		○					
京都府	宇治田原町	○							○											○								○							
京都府	精華町	○							○											○										○					
京都府	京丹波町	○							○											○											○				
京都府	伊根町	○							○											○										○					
京都府	与謝野町	○							○										○									○							
京都府	与謝野町宮津市中学校組合	○							○										○									○							
京都府	相楽東部広域連合	○							○												○							○							

		4. 就学援助制度の模倒規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)					4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活の保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍(394万円)、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照)	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および安額を(5)に記入してください。)	テ. その他(内容を(6)に記入してください。)	係数(倍率)	係数(倍率)	(6) (3)で子と回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																									ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者が、いない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他((3)に内容を記載してください。)		年	月	
		倍	倍																																
25	25	22	18	16	15	17	19	11	7	15	15	10	9	9	10	11	4	7	0	8	22	0	8	3	4	11	0	2	2	0	0	11	11	
京都府	京都市	○					○													○			生活保護基準だけでなく、消費者物価指数やその他様々な状況を総合的に勘案して、独自に決定した所得認定基準											20%未満
京都府	福知山市	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○					1.3				○			○						15%未満
京都府	舞鶴市	○	○	○	○	○	○			○	○	○					○				1.3				○			○						15%未満
京都府	綾部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○				○					25%未満
京都府	宇治市																○				1.5			生活扶助費(生活扶助+教育扶助)×1.5倍+各種加算(住宅扶助、障がい者、母子)×1.0倍=需要額		○						平成24	12	20%未満
京都府	宮津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.5					○						平成24	4	30%未満
京都府	亀岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.5					○						平成25	8	20%未満
京都府	城陽市	○	○			○	○			○	○							○			1.4													20%未満
京都府	向日市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3					○						平成25	4	15%未満
京都府	長岡京市	○															○			○	1.3		民生委員の所見(ただし申請者の世帯の経済状況及び家庭環境から特に就学援助が必要と認められる内容であること)			○						平成25	2	10%未満
京都府	八幡市		○															○			1.3			母子世帯・父子世帯・身体障がい者世帯・児童世帯は、掛ける係数が1.5倍											35%未満
京都府	京田辺市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3					○						令和元	10	20%未満
京都府	京丹後市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3					○						平成25	3	15%未満
京都府	南丹市	○																○		○	1.5		職業等を失い経済状況が急変し、生活状況に影響が生じると判断したもの。											20%未満
京都府	木津川市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.2		り災に該当する世帯			○						平成26	5	20%未満
京都府	大山崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		特に就学のために経済的援助が必要であると、関係機関または民生委員等の助言・所見・意見等に 基づき教育長が認めた者(死亡・行方不明・失業・被災・病気療養中等)			○						平成24	12	15%未満
京都府	久御山町																	○			1.3													35%未満
京都府	井手町	○										○	○	○				○			1.5													15%未満
京都府	宇治田原町	○					○											○			1.3													15%未満
京都府	精華町	○	○	○	○	○	○								○			○			1.2													15%未満
京都府	京丹波町	○	○	○		○	○	○								○				○	1.3		国民年金の掛金の減免		○				○					25%未満
京都府	伊根町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					○			特別の教育的配慮が必要と認められる者	平成27年度から教育費無償化事業を実施しているため、教材費、修学旅行費、学校給食費は就学援助費の支給費目として規定しているものの、支給実績はない。											15%未満
京都府	与謝野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5					○						平成25	7	20%未満
京都府	与謝野町宮津市中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5					○						平成25	7	45%未満
京都府	相楽東部広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			その他学校長又は民生(児童)委員が特に援助が必要と認める状態にある者											15%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
25	25	24	0	0	3	3	3	20	20	1	0	24	0	0	2	2	2	22	22	0	0	11	9	9	2	2	2	0	0	1	0	24	16	16	7	7	7	0	0	1	0	21
京都府	京都市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	17,370								○			○	21,670	20,336					体育実技用具費は令和3年度支給実績なし。 小学校の校外活動費(宿泊を伴わないもの)については、平成11年度から現在と同じ単価であるが、調査をしたものの設定根拠の資料は既に残っていないため不詳。ただし、それ以降は据え置いており、今後も国の単価と同額になるまでは据え置く予定。
京都府	福知山市	○						○	※			○						○	54,060			○	○	0								○	○	18,996								・通学用品費は学用品費と合わせて13,896円支給。(1年生：11,628円、2～6年生：13,896円) ・校外活動費（宿泊を伴わないもの）の上限は3年生：2,000円、4年生：3,000円、5年生：3,500円とし、福知山市の実態に合わせたものにしている。 ・通学費は支給実績なし。 ・卒業アルバム代は令和4年度から新設したため、支給平均額には令和4年度予算に計上した単価を記載している。 ・学校給食費及び医療費は現物支給をしている。
京都府	舞鶴市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	11,348								校外活動費（宿泊を伴うもの）、生徒会費、医療費については、対象者がいないため実績はありません。
京都府	綾部市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	10,573								
京都府	宇治市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	20,487								通学用品費は第1学年を除く学年に支給。 通学費は実績がなかった。
京都府	宮津市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	30,402								オンライン学習通信費について、ルーターを教育委員会から貸与している世帯は14,000円、その他の世帯は7,000円を援助
京都府	亀岡市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	40,274								○			○	22,690	21,714					校外活動費（宿泊を伴うもの）については、新型コロナウイルスの影響により、令和3年度は実績なし。
京都府	城陽市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	0					○	○	20,414								通学費は対象費目ではあるが、実績がない。
京都府	向日市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	33,000								○	○	19,538								
京都府	長岡京市	○			○	11,630	10,724					○			○	51,060	51,060															○	○	18,420								・学用品費と通学用品費について本市では合算して支給しているため、総額から平均を算出し、按分して記入。 ・医療費については、医療券を発行し保護者へ配布。後日、医療機関から請求があり、医療機関へ直接支給。
京都府	八幡市	○			○	※	15,066					○						○	51,060													○			○	22,690	17,093					1年生の学用品費上限額は、13,230円 その他学年の学用品費上限額は、15,500円 通学用品費、校外活動費（泊なし）は学用品費に含む
京都府	京田辺市	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	20,000								校外活動費（宿泊を伴わないもの）単価が2,800円の理由： 国の要保護補助金の予算単価（1,600円）に、市単費での上乗せ（1,200円）を支給している。 なお、市単費分は、要保護児童にも支給している。
京都府	京丹後市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0								○	○	27,488								体育実技用具費、通学費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、生徒会費については、実績がありません。 オンライン学習通信費については、令和4年度から費目を新設したため、令和4年度予算に計上した単価を記入しています。
京都府	南丹市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	23,935								「通学費」「医療費」実績なし。
京都府	木津川市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	20,397								
京都府	大山崎町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	16,646					体育実技用具費は支給費目になっているが、対象となる実技（スキー）を行っていない。 生徒会費は実績なし。
京都府	久御山町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	22,690								・体育実技用具費、通学費、クラブ活動費、生徒会費は、要綱上設定していますが、支給していません。 ・修学旅行費、卒業アルバム代等、医療費、学校給食費は、令和4年度予算単価です。 ・宿泊を伴う校外活動費については、令和3年度は中止したため、平均支給額は0円です。
京都府	井手町	○						○	11,630			○						○	54,060											○		○	○	33,406								通学用品費は1年生時支給なし。 クラブ活動費は3年間の合計で上限2,760円支給 学校給食費は250円×食数にて支給 対象費目があっても実績なし・・・体育実技用具費、クラブ活動費 町施策での援助・・・通学費・医療費 令和4年度より費目新設・・・オンライン学習通信費（令和4年度予算に計上した単価で計上）
京都府	宇治田原町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	19,556								校外活動費(宿泊を伴うもの)及びクラブ活動費　実績なし （宿泊を伴う校外活動を実施せず。クラブ活動費の有無はクラブによる）
京都府	精華町	○						○	11,630			○						○	51,060			○			○	40,020	0					○			○	22,690	13,510					体育実技用具費、通学費、校外活動費（宿泊を伴うもの）は支給実績なし。
京都府	京丹波町	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0								○			○	22,690	20,308					「通学費」・「オンライン学習通信費」は実績なし
京都府	伊根町	○								○		○						○	54,060													○								○		教材費、修学旅行費及び学校給食費については、教育費無償化事業により対応している。
京都府	与謝野町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	22,589								生徒会費と医療費については、実績がないため平均支給額は0円です。
京都府	与謝野町宮津市中学校組合																																									
京都府	相楽東部広域連合	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	51,060															○			○	22,690	0					PTAが4,800円で国の要保護補助金の予算単価より金額が高い理由は、管内小学校の児童数の減少の影響で4,800円を保護者負担となっていたため。相楽東部広域連合就学援助費交付要綱を改正したため。 修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費は令和3年度支給実績なし。

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |